

2025 年度 神戸市中小企業投資促進等助成制度

《専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得》

公 募 要 領

【申請受付期間：2025 年 4 月 14 日（月）～2025 年 5 月 16 日（金）17:00 必着】

神 戸 市

1. 目 的

市内中小企業の操業基盤の強化を図る取組みの一環として、専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得を行う事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 助成対象者

神戸市内の事業所（本社、支店、営業所、店舗、工場^{※1}又は研究開発拠点^{※2}）において、交付申請書の提出日の1年以上前から継続して事業を営み、かつ、納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）の滞納及び未申告がない中小企業者^{※3}

※1 物品の製造又は研究開発の過程において必要となる機械又は装置が設置される施設及びこれに附帯する施設。

※2 先端的な技術を用いた製品開発に資する研究を行う機械又は装置が設置される施設及び関連施設。

※3 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）

(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業が所有している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(ア)～(ウ)に該当する中小企業者が所有している中小企業者

(オ) (ア)～(ウ)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

(3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(4) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者

(5) 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者

(6) その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

3. 助成の対象となる事業

専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得

＜国際的品質マネジメントシステム規格の例＞

- ・ JIS Q 9100、Nadcap（航空宇宙分野）
- ・ ISO 13485（医療機器分野）
- ・ IATF16949（自動車分野）
- ・ TL 9000（電気通信分野）

※ ISO9001 など分野に特化していない品質マネジメントシステム規格、ISO14001 などの環境マネジメントシステム規格は助成の対象となりません。

※ 2027 年 2 月 28 日までに認証を取得していただく必要があります。

注：事業完了報告時までに「事業継続力強化計画」の認定を取得することが要件となります

事務所が所在する地域を管轄している経済産業局への提出・認定が必要です。

詳細は、中小企業庁HPをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>



4. 対象経費

申請料・審査料・認証料、コンサルティング費、通訳・翻訳費、研修受講費、図書購入費、その他認証取得に必要な経費（消費税を除く）

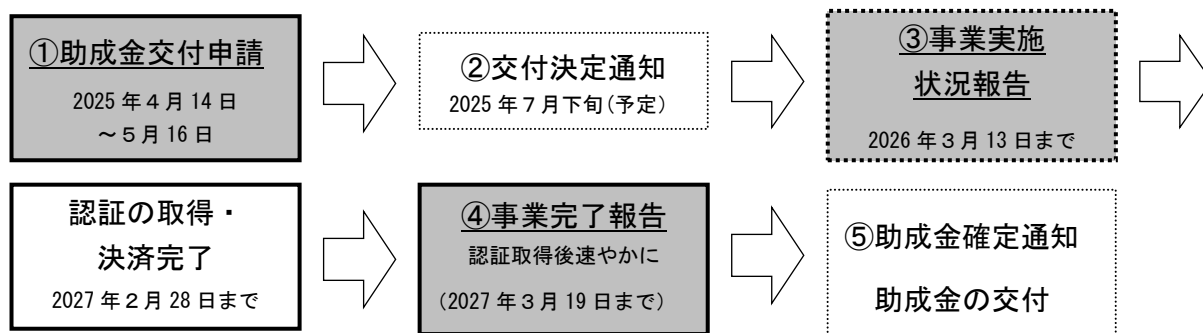
※ 助成金の交付申請時に認証取得に向けた取組みが既に進められている場合は、交付決定日以降に発生した経費が助成の対象となります。

5. 助成金額

助成対象経費の 1/3 以内（上限額：1 社あたり 100 万円）

6. 助成金交付までの手続き

※ **太枠**は申請者が行う手続きです。



【① 助成金交付申請】

別紙「交付申請書類チェックリスト」を確認し、オンライン「e-KOBE（スマート申請システム）」より申請してください。



URL : <https://lgpos.task-asg.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

※事業者向け手続きから「中小企業投資促進等助成」を選択して申請してください。

※Word、Excelの様式はWord、Excelのまま添付してください。PDFでの提出を希望される場合は、

文字検索できる状態のPDFを添付してください。（一度印刷したものをスキャンして作成したPDFなど文字検索できないPDFの提出はご遠慮ください。）

※登記簿や定款、決算書類など紙の書類をPDF化したものについて、文字が読み取りづらいケースがあります（解像度が低く、文字が潰れているケースなど）。提出前に確認をお願いします。

【② 交付決定】

交付申請内容を審査した後、助成金交付の適否及び助成金額の上限を決定し、交付決定通知書により通知します（採択となった案件については、事業者名（法人番号を含む）、交付決定区分、事業の名称を市のホームページ等で公表します）

【③ 事業実施状況報告】※事業完了報告が2026年4月1日以降になる場合のみ

2026年3月末時点での認証の取得見込みについて、「助成対象経費明細書」（様式第3号ーロ）に記載し提出してください（領収書等の添付は不要です）。

【④ 事業完了報告】

認証の取得完了後、別紙「事業完了報告書類チェックリスト」を確認し、Eメールまたは郵送にて完了報告を行ってください。

【⑤ 助成金の額の確定】

事業完了報告書類の内容を精査した後、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知するとともに、助成金を交付します。

7. その他

- (1) 交付決定を受けた事業を変更（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く）又は中止しようとするときは、「事業変更（中止）届出書（様式第8号）で速やかに申請してください（変更の場合は変更後の交付申請書類一式も併せて申請してください）。その場合、変更（中止）前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うこととなります。
- (2) 本制度の助成金の交付を受けた場合、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年間、当該助成事業に係る帳簿及び書類を、必ず保管しておいてください。また、助成事業の成果等について、神戸市から適宜、報告を求める場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 市税に滞納及び未申告がある場合は、本助成金の交付は受けることはできず、また既になされた交付決定を取り消す場合があります。
- (4) 虚偽の申請や報告等により助成金の交付を受けたことが判明したときは、助成金を返還していただく場合があります。
- (5) 国・県等の補助制度との併給はできません（併願は可能）。
- (6) 助成金は当該予算の範囲内で交付しますので、申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合があります。
- (7) 「設備投資・新增設」にかかる助成金も併せて申請する場合は、それぞれ別個に申請してください。なお、この場合、1社当たりの助成額（戦略産業分野での事業展開に必要な設備・建物にかかる助成額を除く）の合計は1,000万円が上限となります。

○ 問い合わせ先

神戸市経済観光局工業課

電 話：(078)984-0340

Eメール：kogyoka@city.kobe.lg.jp

(お問い合わせは土・日・祝日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00)

公募要領は、「神戸市」のホームページからダウンロードできます。

・神戸市

<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/toshisokushin/07tosisokushinjosei.html>



神戸市中小企業投資促進等助成金 交付申請書類チェックリスト

【専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得】

申請時の添付書類の準備・チェックにご活用ください

	助成金交付申請書（様式第 1 号）
	事業概要書（様式第 2 号ーロ）
	助成対象経費明細書（様式第 3 号ーロ）
	会社概要書（様式第 4 号）
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第 5 号）
	【法人の場合】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・定款の写し 【個人事業者の場合】住民票の写し・確定申告書全部の写し・開業届の写し
	直近の決算書類一式（貸借対照表・損益計算書）
	見積書等の写し
	「事業継続力強化計画」の認定書（認定を受けた場合に各経済産業局等から交付される「認定通知書」） と計画申請書の写し（交付申請時点で認定取得済みの場合）
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ

神戸市中小企業投資促進等助成金 事業完了報告書類チェックリスト

【専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得】

申請時の添付書類の準備・チェックにご活用ください

	事業完了報告書（様式第 10 号ーロ）
	助成対象経費明細書（様式第 3 号ーロ）
	認証取得登録証書の写し
	経費の支出を証する書類の写し（支払日・支払金額・支払先が記載されている領収書、支払の内訳がわかる契約書・請求書等）
	「事業継続力強化計画」の認定書（認定を受けた場合に各経済産業局等から交付される「認定通知書」と計画申請書の写し（交付申請時に添付しなかった場合のみ）
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第 5 号） ※交付申請時から変更がある場合のみ
	振込先口座変更届 ※交付申請時から変更がある場合のみ
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ